このため、商流においては、地域の実情や原木の品質に応じ、原木の価値が最大限生かされる販売方法の選択を促進する。情報流においては、林業経営体や原木市場等の地域の核となる者が原木流通のコーディネーターとなるよう、ＩＣＴの活用等による情報伝達や販路開拓能力の強化等を推進する。物流においては、山元土場から工場への直送、中間土場等を活用したロットのとりまとめ、原木輸送や検知作業の効率化等を推進する。

イ　持続可能な木材取引の推進

木材を持続的に供給及び調達できるようにするためには、市場の変化に柔軟に対応できる体制を構築するとともに、木材に係るコスト構造の関係者間での共有と理解醸成を進める必要がある。

このため、木材の需給バランスの確保に向け、需給情報の共有や各流通段階におけるストック機能の強化を進めるとともに、国有林野事業における地域の市況等を踏まえた供給調整を適切に実施する。

特に、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和７年11月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し等を進める。あわせて、企業等の環境貢献に対する意識の高まりに対応し、クリーンウッド法の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。

こうした取組等を、川上から川下まで幅広く様々な関係者が参加する需給情報連絡協議会により普及すること等を通じて、木材の販売側と購入側の双方におけるコスト構造の理解や、合法性及び持続性の市場への訴求を促進し、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけていく。

⑵　国産材の供給力強化

ア　木材産業の生産性向上と供給力強化

他資材や輸入材に対する競争力を高めていくには、住宅向けの柱材や面材等を生産する木材加工流通施設の生産性向上と併せて、需要の拡大に応じた供給力強化が必要である。また、木材産業の従事者が減少する中、省力化等を進めていく必要がある。

このため、非住宅向け部材や国産材比率の低い横架材、ツーバイフォー工法用部材等の供給力強化を図るための施設整備を進める。また、製品保管庫等の整備によるストック機能の強化や既存施設の改良による省力化、生産性向上等を推進する。さらに、製材・合板工場等の間の連携により、それぞれの強みを生かしながら、単独では対応困難なニーズに対応する取組も進めていく。なお、木材加工流通施設については、再造林等の森林資源の保続に係る取組状況等を踏まえ整備を図る。

イ　品質性能の確かな製品の供給

構造計算を求められる木造建築物の範囲が拡大するなど、品質性能の確かな構造用木材製品の需要が高まる中、こうした需要に対応するためには、ＪＡＳによる格付がなされた製品を供給していくことが必要である。

このため、特にＪＡＳ格付率が低位な構造用製材について、人工乾燥機の導入など供給力強化を図るための施設整備や、製材工場間等の連携による供給体制の構築を進める。また、ＪＡＳについては、利用実態に即した区分や基準の見直しを行うとともに、認証業務における省人化や認証の合理化を更に進めるため、含水率測定器や材面検査機の精度向上、認証機関による認証技術向上を推進し、総合的な運用改善を進める。

ウ　付加価値の高い製品の供給

地域経済を支える木材産業を活性化させるためには、付加価値の高い製品の供給を行うことが必要である。その際、高齢級の人工林から産出される大径材や、製品用途への活用が低位な広葉樹材の付加価値を高めることが重要である。

このため、大径材の増加と内装材等の需要に対応できる施設を整備するとともに、効果的な木取り手法や乾燥手法等を普及し、付加価値の高い平角材や板材等の生産を推進する。また、地場の中小製材・合板工場等について、地域のニーズに対応し、工務店等との連携を通じた生産者の顔の見える製品の持続的供給を推進する。さらに、里山林の整備に伴い生産される広葉樹材等の活用に向け、需要側と供給側が集うプラットフォームを設立し、利活用に関する情報提供やサプライチェーンの構築を促す。

エ　木材産業における人材確保

木材産業の労働力を確保し、持続可能な産業とするためには、働きやすく安全な労働環境を整備することが重要である。

このため、木材加工流通施設における自動化や、ＤＸによる無人化や省力化を推進するとともに、安全装置の導入や安全診断・評価マニュアルの活用等を図る。

また、木材産業を担う人材の育成について、学校教育における取組等の情報収集や整理、普及を進める。あわせて、木材利用における様々な価値の見える化を進めること等を通じて、木材産業の魅力の向上を図り、国内人材の確保へとつなげていく。加えて、育成就労制度や特定技能制度による外国人材の受入れや定着等を推進する。

⑶　都市の木造化等の促進

ア　公共及び民間建築物の木造化・木質化の促進

国内の新築住宅市場の縮小を見据えると、官需に加え、民需を積極的に取り込み、住宅分野以外の木材利用を促進していくことが重要である。

このため、公共建築物の木造化・木質化については、都市の木造化推進法に基づき、国自らが率先して取り組むとともに、地方公共団体との協力を通じて推進していく。あわせて、民間建築物の木造化・木質化については、同法に基づき、幅広い事業者等と国又は地方公共団体との建築物木材利用促進協定の締結を推進し、事業者等の取組の拡大を図る。

また、環境に配慮した企業経営等への意識が高まる中、木材利用の効果が評価されるよう環境整備を進めることで、企業等の木材利用の拡大を促していく。このため、企業等が木材利用の効果を認識し対外的に訴求できるよう、「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」（令和６年３月林野庁策定）等により、二酸化炭素の排出削減や木材利用による地域貢献といった評価項目や、評価方法を普及する。また、建築物の$LCCO_2$の評価に関する制度の導入の検討に併せ、木材製品の二酸化炭素等排出量原単位の整備や、製造時二酸化炭素等排出量の削減を進める。さらに、建築物の木造化や木材利用の効果の見える化に取り組むことを宣言する「「森の国・木の街」づくり宣言」を推進し、ＳＨＫ制度等を活用した木材利用の効果の発信と気運の醸成を促す。これらの取組を、関係府省連携の下で進めていく。

さらに、こうした取組を進めるため、「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス」（令和８年３月林野庁策定）等により、合法的に伐採された木材であることを示す情報、森林経営計画制度等に基づく情報、森林認証制度の情報等を川下までつなぐことにより、持続的な森林経営から生産された木材であることを示す取組を推進する。

イ　非住宅・中高層建築物における木材利用の促進

木材利用が低位な非住宅・中高層建築物について、費用面や環境面、ウェルビーイングの観点から木造が選択されやすい環境を整備することが重要である。

このため、低層の非住宅建築物等については、環境面における木材利用の効果の訴求等に加え、木材利用が進展している事務所や店舗等を中心に、用途の特性を踏まえ、製材、合板・ＬＶＬ又は集成材として一般的に流通しているＪＡＳ構造材等を活用したコスト競争力のあ